

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 指定納付受託者の指定【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 2
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 3
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 5
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 6

北九州市告示第1号

公の施設における使用料の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月4日

北九州市長 北橋健治

指定納付受託者		指定をした日	指定期間
名称	住所		
Pay Pay株式会社	東京都千代田区 紀尾井町1番3号	令和4年1月4日	令和4年1月4日 から同年3月31日まで

北九州市告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月4日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
みんなの薬局	北九州市八幡西区本城一丁目22番5号	令和4年1月1日

北九州市告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 医科（更生医療）の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
小倉第一病院	旧	北九州市小倉北区真鶴二丁目5番12号	令和3年1月15日
	新	北九州市小倉北区下到津一丁目12番14号	

2 薬局（育成医療及び更生医療）の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
有限会社快成調剤薬局	旧	北九州市小倉北区真鶴二丁目5番27号	令和3年1月15日
	新	北九州市小倉北区下到津一丁目12番17号	

3 訪問看護（育成医療及び更生医療）の名称及び所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
旧 訪問看護ステーション プーラビダ星ヶ丘	北九州市八幡西区星ヶ丘三丁目10番26-101号		令和3年1月12日
新 訪問看護ステーション プーラビダ上の原	北九州市八幡西区上の原三丁目28番22号102号室		

北九州市告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月4日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
みんなの薬局	北九州市八幡西区本城一丁目22番5号	令和4年1月1日

北九州市告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 薬局（精神通院医療）の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
有限会社快成調剤薬局	旧	北九州市小倉北区真鶴二丁目5番27号	令和3年1月15日
	新	北九州市小倉北区下到津一丁目12番17号	

2 訪問看護（精神通院医療）の名称及び所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
旧	訪問看護ステーションプーラビダ星ヶ丘	北九州市八幡西区星ヶ丘三丁目10番26-101号	令和3年1月2日
新	訪問看護ステーションプーラビダ上の原	北九州市八幡西区上の原三丁目28番22号102号室	